

○東京農工大学農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターFM府中研究特定圃場使用細則

制定 平成 29 年 1 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東京農工大学農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター規程(以下「規程」という。)第 2 条及び第 13 条の規定に基づき、広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「センター」という。)が管理する FM 府中の特定圃場の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ゾーン」とは、フィールド研究用に整備され、使用に際してはセンターの教員又は技術職員から助言及び作業支援を受けることができる FM 府中の特定圃場であって、別表のとおりとする。
- (2) 「区画」とは、ゾーンの単位であって、別表のとおりとする。
- (3) 「使用責任者」とは、区画の使用に係る責任者となる東京農工大学(以下「本学」という。)の役職員をいう。
- (4) 「センター管理責任者」とは、センター長が指定するゾーンの管理について権限と責任を持つ者をいう。

(使用目的)

第 3 条 区画は、規程第 2 条に定める目的の他、農学研究院に所属又は兼務する教員が実施する次の各号に掲げる研究及び事業のために使用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び共同事業
- (2) 学外機関との受託研究及び受託事業
- (3) 本学又は本学の研究者が実施する補助事業
- (4) 農学部長が特に認めたもの

(使用資格等)

第 4 条 区画を使用できる者は、センターの教員及び技術職員との共同で研究等を行う者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条各号に定める研究及び事業に従事する本学の教員並びに学生
- (2) 前条第 1 号に定める研究及び事業に従事する民間機関等の共同研究員
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(使用申請・承認)

第 5 条 区画の使用を希望する者は、使用責任者を定めて、別紙様式により、センター長に申請しなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請があったときには、センター運営会議にて審議の上、承認・不承認を決定し、結果を使用責任者に通知するものとする。
- 3 使用責任者は、使用期間中に申請内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

(使用期間)

第6条 区画を使用できる期間は、原則として、承認された日から当該年度末までとする。ただし、更新等の取扱いについては、センター長が別に定める。

(使用料等)

第7条 使用責任者は、次の各号に掲げる区画の使用に係る必要経費(以下「使用料等」という。)を負担しなければならない。ただし、センター長が特に認めた場合については、免除することができる。

- (1) 使用料
- (2) 管理費
- (3) その他使用責任者の負担とすべき経費

- 2 使用料は、1区画当たり年額120,000円(当該年度における使用期間が12か月に満たない場合は、月割(使用期間が開始する日及び使用期間が終了する日の属する月はそれぞれ1か月分とする。))とする。
- 3 第1項第2号に定める管理費は、現状復帰費及び使用区画の外周における環境整備に係る経費であって、1使用申請につき、1区画当たり30,000円とする。
- 4 使用料等は、センター長が前2項の基準により算定した額を使用責任者に通知し、徴収するものとする。ただし、学外者が共同研究等の経費によらず別途使用料等の支払いを希望する場合等については、本学が発行する請求書に基づき納入するものとする。
- 5 使用料等は、研究予算(科学研究費補助金等、本学が機関管理をする補助金等を含む)から支払うものとし、経費種別は問わない。ただし、外部資金については、当該外部資金の制度に留意し支払うものとする。
- 6 第1項第3号に定める経費は実費負担とする。

(管理)

第8条 区画を使用する者(以下「使用者」という。)は、善良な管理者の注意をもって、これを使用する義務を負う。

- 2 センター長は、必要に応じて使用責任者に対して、使用に係る事項について報告を求めることができる。

(使用の取消等)

第9条 センター長は、区画の管理運営上、重大な支障があると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は一定期間の区画の使用の停止等、利用に制限を加えることができる。

(賠償の義務)

第10条 使用者が、故意又は重大な過失により、区画を滅失・損傷・汚損したときは、使用責任者は直ちにセンター長に届けるとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第11条 この細則に関する事務は、関係部署の協力を得て、府中地区事務部農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター事務室において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの府中研究特定圃場の使用に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年1月31日から施行する。

別表

広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターFM府中研究ゾーン区画配置図
[別紙参照]

別紙様式

広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターFM府中研究特定圃場使用申込書
[別紙参照]